

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない**狭間のニーズ**にも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※₁の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※₂を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）

高齢分野

地域支援事業交付金

障害分野

地域生活支援事業費等補助金

子育て分野

子ども・子育て支援交付金※₃

生活困窮分野

生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金



新たな機能

属性や世代を問わない
相談・地域づくり

重層的支援体制 整備事業交付金

（参考）
令和5年度予算案
約322億円

- ・ 包括的相談支援事業分※₁
- ・ 地域づくり事業分※₁
- ・ 新たな機能分※₂

【国庫補助等】

地域支援事業
交付金

地域生活支援
事業費等補助金

子ども・子育て
支援交付金

生活困窮者自立
相談支援事業費
国庫負担金等

【市町村の事業実施】

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

<※₁ 既存事業について>

○包括的相談支援事業

- ・ 高齢（地域包括支援センターの運営）
- ・ 障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
- ・ 子育て（利用者支援事業）
- ・ 生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○地域づくり事業

- ・ 高齢（地域介護予防防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・ 障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・ 子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・ 生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

<※₂ 新たな機能について>

- ・ 多機関協働事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 参加支援事業

<※₃ 子育て分野の予算計上について>

- ・ 子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・ 重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上